

## 損害賠償命令制度の規則要綱案について

平成20年3月

最高裁判事局

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下、断りなく条数を示す条文は、同法の条文を指す。）において、損害賠償命令制度が導入され、平成20年12月26日までの政令で定める日から施行されることとなっている。この制度は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等に係る被告事件に関し、犯罪被害者等からの申立てにより、当該被告事件の刑事手続の成果を利用し、刑事事件の審理を行った裁判所が損害賠償請求の審判を行うというまったく新しい制度であり、最高裁判所規則で定めるべき事項として、以下のようなものがあると考えられる。

### 第1 題名及び趣旨

損害賠償命令制度の創設に伴い、従前の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」との法律名から「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」と改められることとなった（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律第4条）。そこで、法律に合わせて、規則の題名も同様に変更する必要がある（規則要綱案第1項）。また、規則の趣旨について定めた第1条に、損害賠償命令事件に関する手続を定めるものである旨を追加する必要がある（規則要綱案第2項）。

### 第2 損害賠償命令の申立て

申立書には、当事者及び法定代理人、請求の趣旨及び刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実を記載することとされる（第9条第2項）一方、第9条第2項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定め

る事項以外の事項を記載してはならないこととされている(第9条第3項)。これは、請求を理由付ける具体的な事実のすべてを記載することとした場合、刑事事件の審理をしている裁判官の心証に不当な影響を与えることになるのではないかとの懸念を当事者に生じさせるおそれがないともいえないと考えられたためである。「刑事被告事件に係る訴因として特定された事実」とは、起訴状の公訴事実において訴因として特定された事実のことであり、具体的な記載方法としては、刑事被告事件の訴因に係る事実をそのまま記載することが考えられる。なお、申立人がこの法律による謄写等により起訴状を有している等の場合には、「訴因として特定された事実」を正確に記載するための便宜として、当該起訴状の記載を引用することができるものとするのが相当と考えられる(規則要綱案第3項の2)。その場合、「平成 年 月 日付け起訴状記載の公訴事実第1」などと記載することが考えられる。「その他請求を特定するに足りる事実」とは、例えば、被害者が死亡した場合に、一般承継人たる相続人が損害賠償命令の申立てをする際の相続の事実などがこれに当たると考えられる。申立書には「その他最高裁判所規則で定める事項」も記載することができることとなっているが(第9条第3項)、最高裁判所規則で定める事項としては、表題、申立てに係る刑事被告事件の表示、当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所、申立人又はその代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)、年月日、裁判所の表示といった形式的事項が考えられる(規則要綱案第3項の1(1)ないし(4),(7),(8))。そのほか、第26条により送達場所の届出に関する民事訴訟法第104条が準用されており、規則要綱案第16項により民事訴訟規則第41条第2項も準用されるから、送達を受けるべき場所又は送達受取人の届出をする場合は、その旨も申立書に記載することが考えられる(規則要綱案第3項の1(5))。また、申立書には、申立人が被った損害の内容として、損害額の内訳を記載しなければならないものとするのが相当と考えられる(規則要綱案第3項の1(6))。具体的には、財産上の損害として、実費に相当するいわゆる積極損害と、逸失利益に相当するいわゆる消極損害が、また、非財産上の損害として慰謝料等が

考えられることから，例えば，傷害の訴因に対して損害賠償命令の申立てがなされたケースを想定すると，具体的には，治療費2万円，休業損害1日8000円として10日間で8万円，慰謝料100万円などと記載することが考えられる。

申立書が提出されると，裁判所は，第13条第1項第1号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き，遅滞なく，当該書面を申立ての相手方である被告人に送達することとなる（第10条）。申立書の送達は，訴えの提起が擬制される場合において訴状の送達とみなされるものであるから（第20条第1項），訴状と同様，申立人から提出された申立書の副本によってするものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第4項の1。民事訴訟規則第58条第1項参照）。訴えの変更（民事訴訟法第143条）及び選定者に係る請求の追加（同法第144条第3項）の書面の送達についても同様である（規則要綱案第4項の2。民事訴訟規則第58条第2項参照）。

第9条第3項に違反して申立書に記載が許されない事項が記載された場合には補正命令を発し，これに応じない場合には当該申立てが不適法であることを理由として却下する（第13条第1項第1号）こととなると考えられる。また，第9条第3項の趣旨からすると，刑事事件の審理中に申立人から申立書のほかにも書面が提出され，当該書面に第9条第3項に違反する事項が記載されていた場合には，当該書面はいったん撤回し，後日提出するよう促すか，受理してしまったとしても刑事事件の審理継続中は当該書面については何ら対応しないことが考えられる。したがって，逸失利益の算定の根拠など，申立書の記載事項のみでは主張として不足していると考えられるような場合には，申立書とは別に，主張が補充される必要があるが，このような補充は，損害賠償命令事件の審理開始後，具体的には最初の審理期日に行うものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第6項の1）。

### 第3 審理及び裁判等

損害賠償命令の申立てについての裁判は，口頭弁論を経ないですることができ，

口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる（第15条、任意的口頭弁論）。

刑事被告事件について有罪の言渡しがあった場合には、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日（審理期日）を開かなければならないが、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない（第16条第1項）。

刑事判決後直ちに最初の審理期日を開くためには、刑事判決がいつなされるかを当事者に告知する必要がある。被告人に対しては刑事手続の中で通知することになるが、被害者に対しては第12条第2項により通知することになる。審理期日には当事者を呼び出さなければならない（第16条第2項）が、この呼出しは、民事訴訟や民事保全と同様、相当と認める方法によってすることができるものとし、呼出しがされたときは、裁判所書記官は、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第5項。民事訴訟法第94条第1項、民事保全規則第3条第1項参照）。相当と認める方法としては、例えば、前記のとおり判決宣告期日を通知するに際して、「法律上、有罪判決の言渡しがあった場合には直後に損害賠償命令事件についての最初の審理期日が開催されることとなっている」旨を併せて通知した上、実際に判決宣告期日に出頭した当事者に対し、その場で損害賠償命令事件の最初の審理期日の呼出しをするという方法が考えられる。判決宣告期日に申立人が在廷していない等のため、その場で最初の審理期日の呼出しをすることができない場合や、申立後に申立人の所在が不明となり、判決宣告期日の通知をすることができないような場合には、別途、審理期日を定めることになると考えられる（第16条第1項ただし書）。この場合における期日の呼出しも、相当と認める方法によって行えば足りるが、申立人の所在が不明であるとき等、民事訴訟法の規定に従って呼出状を送達することが必要になる場合もあると考えられる（第26条、民事訴訟法第98条以下）。

損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、4回以内の審

理期日において、審理を終結しなければならない(第16条第3項)。この「4回以内」という制限が設けられた理由は、この制度が、刑事手続の成果を利用して簡易迅速に被害者等の損害賠償請求についての審理及び裁判を行うこととするものであり、争点が複雑である等の理由で審理が長期化するような事件をこの手続で審理及び裁判することは相当でなく、事件を通常の民事訴訟手続に移行させることが適当であると考えられたためである。

4回の審理期日でどのように審理するかについては、事案の内容によっても異なると思われる。もっとも、最初の審理期日で刑事記録の取調べを行う(第16条第1項、第4項)ほか、審理終結は審理期日において宣言しなければならないことが規定されており(第17条)、これらの手続は審理期日を開いて行うこととなる。一方、任意的口頭弁論の手続により、陳述の有無にかかわらず書面や証拠が提出されれば当然に裁判資料となることとなっている。また、前記のとおり申立書の記載内容が制限されている上、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは審理及び裁判を行わないこととなっている(第12条第1項)。以上の点を踏まえると、裁判所が最初の審理期日で行う手続としては、第16条第4項に規定する刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、申立書に記載された事実に対する相手方の認否及び申立人の主張の補充を聴くものとすることが考えられる(規則要綱案第6項の1)。また、最初の審理期日以降の進行については、4回以内の審理期日において審理を終結しなければならないとされていることにかんがみ、裁判所は、期日を続行する場合には、必ず次回期日を指定しなければならないこととするとともに、次回期日に行う手続及び当該期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとするのが相当と考えられる(規則要綱案第6項の2)。

第16条第4項では「裁判所は、最初の審理期日において、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でないと思えるものを除き、その取調べをしなければならない。」とされている。これは、刑事被告事件を担当した裁判所がそのまま損害賠償命令事件の審理を担当することと相まって、刑事に関する審理において抱いた心証がそのま

ま民事に関する審理に引き継がれることが意図されたものである。そして、第16条第4項がこのような趣旨であることからすると、取り調べる必要のない訴訟記録とは、心証形成の前提となっていない訴訟記録であると考えられ、典型的には、第3分類（身柄関係書類）及び第4分類（雑書類）については、取調べの対象から除かれると考えられる。刑事記録の取調べは文書の閲読の方法によることとなるが、どの記録が取り調べられたかは当事者にも明らかにならなければならないから、裁判所は刑事記録のうちどの記録を取り調べるかを審理期日で明示することが考えられる。また、この点は、口頭弁論調書又は審尋調書の「弁論の要領」等として記録上明らかにすることが考えられる（規則要綱案第16項、民事訴訟規則第67条第1項、第78条）。そして、口頭弁論調書又は審尋調書の作成については、民事訴訟規則第66条から第78条までの規定を準用することが考えられるが（規則要綱案第16項）、任意的口頭弁論の手続をとる民事保全と同様、各調書の記載の省略等についての規定を置くことが相当と考えられる（規則要綱案第8項。民事保全規則第7条、第8条参照）。

前記のとおり当事者が提出した書面や証拠は裁判所に提出されれば当然に裁判資料となるところ、その主張を記載した書面（主張書面）及び書証を提出するには、民事保全と同様、同時に写し（主張書面については1通、書証については2通）を提出するとともに、書証については、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書2通も提出しなければならないものとし、裁判所書記官は、それらの写し（書証及び証拠説明書についてはそのうちの1通を除く。）を相手方に送付しなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第7項。民事保全規則第14条、第25条参照）。なお、損害賠償命令手続においても、書類の送付に関する通則的規定である民事訴訟規則第47条及び文書の写し等の直送に関する同規則第137条第2項を準用することが相当と考えられ（規則要綱案第16項）、手続の円滑、迅速な進行を図るという観点からは、民事保全と同様、当事者双方に代理人が選任されているなどの場合には、当

事者から相手方に直送をする運用が行われるものと考えられる。

損害賠償命令の申立てについての裁判は，主文，請求の趣旨及び当事者の主張の要旨，理由の要旨等，第18条第1項各号の事項を記載した決定書を作成して行わなければならない(第18条第1項)。第18条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の記載においては，民事保全と同様，損害賠償命令の申立書その他の主張書面を引用することができるものとするのが相当と考えられる(規則要綱案第9項。民事保全規則第9条第4項参照)。なお，強制執行は執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施することとされており(民事執行法第25条)，強制執行の申立書には執行力のある債務名義の正本を添付しなければならないこととされている(民事執行規則第21条)ことにかんがみると，決定書の送達の方法については，判決書の送達と同様，決定書の正本によってするものとするのが相当と考えられる(規則要綱案第10項。民事訴訟法第255条第2項参照)。また，裁判所は，相当と認めるときは，決定書の作成に代えて，当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により，裁判を行うことができ(第18条第4項)，その場合には，裁判所書記官に，第18条第1項各号の事項を調書に記載させなければならないとされている(第18条第5項)。当事者間に争いが無い事件で最初の審理期日に審理を終結し，直ちに裁判を行う場合等は，口頭告知の方法によることが考えられる。

#### 第4 異議等による民事訴訟手続への移行

当事者は，損害賠償命令の申立てについての裁判に対し，決定書の送達等を受けた日から2週間の不変期間内に，裁判所に異議の申立てをすることができる(第19条第1項)。異議の申立てについては，その性質の重要性にかんがみ，書面でしなければならないものとし，裁判所は，異議申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとするのが相当と考えられる(規則要綱案第11項の1，2。民事訴訟規則第217条第1項，第2項参照)。異議申立書に攻撃防御方法等が記載され

ていれば、その記載部分は準備書面としての性格をも有し、準備書面の規定が適用されることとなると考えられるため、その旨を明らかにする規定を設けることが相当と考えられる（規則要綱案第11項の3。民事訴訟規則第217条第3項参照）。また、異議申立権の放棄及び異議の取下げについては、第19条第6項で手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則である民事訴訟法第358条及び第360条の規定が準用されている。そこで、手形訴訟及び小切手訴訟と同様、異議申立権の放棄の方式及び放棄があった旨の相手方への通知を定めるとともに、異議の取下げの書面の送達は取下げをした者から提出された副本によってする旨の規定を設けることが相当と考えられる（規則要綱案第12項。民事訴訟規則第218条参照）。

第20条第1項では、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなすとされている。通常の民事訴訟手続と同様に、申立人が、訴えの提起があったものとみなされる裁判所について、自己に便宜な地を選択することができることが規定されたものである。この指定は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議の申立ての時まですることができるが、異議後の民事訴訟手続がどの裁判所に係属するかは相手方である被告人にも影響があることから、できる限り、申立書に記載してしなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第13項の2）。申立て後に第20条第1項の指定や変更をする場合にも、その性質の重要性にかんがみ、書面でしなければならないものとするのが相当と考えられ（規則要綱案第13項の1）、また、この書面が提出されたときは、裁判所は、その旨及びその内容を相手方に通知しなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第13項の3）。

第20条第1項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判

所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、既に取り調べた当該被告事件の訴訟記録（刑事関係記録）中、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他地方裁判所等に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならず（第21条第1項）、裁判所書記官は、この特定されたものを除いて、当該地方裁判所等の裁判所書記官に対し、損害賠償命令の申立てに係る事件の記録を送付しなければならない（第21条第2項）。異議後の民事訴訟手続において、送付記録について書証の申出をする場合には、書証とすべきものを特定することによりすることができる（第22条）。

裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため、特別の事情がある場合を除いて4回以内の審理期日において審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる（第24条第1項）。また、申立人には、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、当該事件を通常の民事訴訟手続に移行させる移行権が認められており（第24条第2項第1号）、当事者双方が移行に合意している場合には、訴えの取下げの場合と同様、通常の民事訴訟手続に当該事件を移行させることができる（第24条第2項第2号）。第24条第1項又は第2項により損害賠償命令事件が終了し、民事訴訟手続に移行する場合にも、記録の送付、異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例に関する規定が準用される（第24条第4項、第21条、第22条）。

この特例による書証申出については、申出の対象を明確化し、当事者及び裁判所間における認識の齟齬等を防止するため、これを書面（申出書）でしなければならないものとする必要があると考えられ、また、第22条の「特定」の仕方としては、例えば「被告人の検察官に対する何月何日付けの供述調書」というように、送付記録中の取調べを求める文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために

必要な事項によって特定すべきことを明らかにすることが相当と考えられる（規則要綱案第14項の1）。さらに、証拠の申出に当たっては、立証趣旨を明らかにしなければならないところ（民事訴訟法第180条第1項，民事訴訟規則第99条第1項），特例による書証の申出においても，民事訴訟規則第137条第1項の証拠説明書と同様，文書の記載から明らかな場合を除き，書面でこれを明確にすることが，期日前の検討，準備や期日におけるやりとりの円滑化等に資すると考えられるが，上記申出書と別個に証拠説明書を提出するものとするよりは，申出書中に立証趣旨を記載するものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第14項の2）。なお，この立証趣旨を記載した申出書（証拠説明書の機能を兼ねた申出書）は，同規則第99条第2項の「証拠の申出を記載した書面」に当たるため，同項で準用される同規則第83条第1項により，申出人が相手方に直送しなければならないこととなる。

ところで，民事訴訟規則第137条第1項は，文書の提出の方法による書証申出について，相手方の分の写しの提出を要求しているのに対し，異議等による移行後の民事訴訟手続においては，書証申出の相手方は，損害賠償命令事件の審理を当事者として体験しており，その審理の対象となった資料等から成る送付記録の内容については了知しているものと考えられることから，相手方の分の写しの提出を要求しない前提で，第22条の特例が設けられ，書証とすべきものを特定しさえすれば足りる書証申出の方法が新たに定められた。もっとも，異議等による移行の後，損害賠償命令事件の当事者でない者（第三者）を相手方とする訴訟の弁論が併合された場合においては，当該第三者は，必ずしも損害賠償命令事件の審理の対象となった資料等の内容を了知しているものではないから，第22条に基づく書証の申出をする際にも，民事訴訟規則第137条第1項と同様，当該第三者の分の写しについては，これを提出しなければならないものとするのが考えられる（規則要綱案第15項の1）。そして，そのような規定を設ける場合には，書証の写しが提出されれば，裁判所がそれを相手方（上記第三者）に送付することとなるが，同条第2項と同様，当事者が相手方（上記第三者）に直送をすることもできることを明らかにし

ておくことが相当と考えられる（規則要綱案第15項の2）。

なお、異議等により訴えの提起があったとみなされた裁判所に記録を送付する場合には、刑事事件について控訴申立てがあるかどうかにかかわらず、刑事裁判所において写しを作成する必要があると考えられる。これに対し、異議等により通常の民事訴訟手続に移行することがなく、刑事事件も控訴なく確定した場合には写しを作成する必要はないが、刑事事件について控訴申立てがあった場合には、控訴審に刑事記録を送付するまでに損害賠償命令の決定が確定する見込みがあるときを除いて、写しを作成する必要があると考えられる。

## 第5 民事訴訟規則等の準用

損害賠償命令手続は、犯罪被害者等による損害賠償請求に係る裁判手続の特例が定められたものであり、その性質に反しない限り、民事訴訟法の規定が包括的に準用される（第26条）。最高裁判所規則においても、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定を包括的に準用することが相当と考えられる（規則要綱案第16項）。また、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する規則の規定を準用することが相当と考えられる（規則要綱案第17項）。